

部活動の地域移行（休日の地域クラブ活動）について

【国の考え方】 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要
- 学校部活動が担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有し、新たに地域クラブ活動を整備する必要（社会教育法上の「社会教育」、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」としての捉え）
- 地域クラブ活動の整備は、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
- 地域の実情に応じ、関係者の理解の下、できるところから取組を進めることが望ましい（令和5年度～7年度「改革推進期間」）

【埼玉県の考え方】

- 背景 進展する少子化を背景に、学校の働き方改革も踏まえ、従来の部活動を実施・運営することが困難となりつつある

人数が集まらない（チームが組めない） やりたい部活動がない

- 方向性 地域における生徒の多様な活動の場と機会を提供できる環境を整備

まずは休日について、生徒の希望する活動を可能にする

生徒の
選択肢

- ① 地域クラブ活動（市町村教委＋学校＋運営団体・実施主体が連携）
- ② 従来のクラブ活動・サークル活動・習い事など

自由で多様な
休日の活動

【課題】

- ◆ 受け皿確保
- ◆ 指導者確保
- ◆ 参加費用負担

県による支援策

■ 埼玉県地域クラブ活動推進協議会の設置・開催【令和5年4月～】

- ① 市町村や関係団体等からの意見や課題を整理
- ② 市町村における地域クラブ活動の整備に向けた指針の検討・策定
- ③ 各市町村の取組に対する支援内容等の検討

■ 実証事業の支援と県内への情報発信

- ① 国の実証事業実施に係る市町村・団体間のつなぎ・助言等
 - ・ 市町村間や、市町村と団体等（総合型地域スポーツクラブ・プロスポーツチーム等【公募】）とのつなぎ・助言
- ② 地域クラブ活動に関する情報発信等
 - ・ シンポジウム、ポスター、リーフレット、HP 等
 - ・ 多様なステークホルダーによる地域ミーティング（実証事業の課題・成果共有、解決等の検討、地域内の連携促進等）
- ③ 地域クラブ活動の受益者負担に関する県民の理解促進（シンポジウム、ポスター、リーフレット、HP 等）

■ 運営団体、実施主体、人材の育成・確保

- ① 関連機関との連携（スポーツ協会、文化芸術団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ団体、大学、プロスポーツチーム、指定管理者等）
- ② 人材の掘り起こしのための説明会や講習の実施
- ③ 県スポーツ協会と連携した人材育成プログラムの開発
- ④ 人材バンク等の整備

令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 採択団体一覧

